

# パソコン武庫友の会 会則

(名称)

第1条 この会は「パソコン武庫友の会」と称する。

(連絡所)

第2条 この会の連絡所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、パソコンの基礎知識を習得し、創造作品を目指し、会員相互の親睦を図り、併せて世代交流と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前項の目的を達成するため、パソコン習得に努め、目的達成のための諸活動を行う。

(組織)

第5条 1) この会は、第3条の目的に賛同される方々をもって構成する。  
2) 得られた個人情報、この会以外の用途での使用を禁止する。

(活動日)

第6条 1) この会の活動日は、毎月3回土曜日（原則として第1・2・3土曜日）の午後に行う。  
但し、祝日の場合は公民館が休日のため順送りとする

(役員)

第7条 1) この会には執行部として会長・会計・監査の役員を各1名ずつ置く。  
2) 役員は初年度を除いて会員の互選とする。  
3) 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(会費)

第8条 1) この会の運営経費は、入会金・会費・寄付金を以って充てる。  
2) 入会金は、1,000円とし、退会届がない以外は終身資格とする。  
3) 会費は、月額2,500円とする。  
4) 会費は、奇数月の開催初日に、2ヶ月分を一括して会計が徴収する。  
但し、奇数月の開催初日に参加不能の場合は、前以って役員に連絡をすることに依って認めるものとする。

(会計)

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第10条 この会則にない事項や変更については、必要に応じ、会員相互の話し合いで定める。

付 則

この会則は平成29年1月1日から施行する。

令和3年3月27日に一部改正

※1 副会長の廃止

※2 会費徴収：偶数月→奇数月に変更